



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県例規集掲載事項)

○ 人事委員会規則

*25 公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

○ 告示

- 442 有害図書等の指定 (青少年・男女共同参画課)
- 443 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業者の指定 (障害福祉課)
- 444 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (")
- 445 救急病院の申出の撤回 (医務課)
- 446 救急診療所の認定 (")
- 447 救急病院の認定 (")
- 448 地方卸売市場の廃止の許可 (食品流通課)
- 449 地方卸売市場における卸売業務の廃止 (")
- 450 土地改良事業変更協議の適否決定等 (農業農村整備課)

- 451 道路の位置の指定 (都市政策課)
- 452 漁港施設に係る使用料徴収事務の委託(港湾整備課)

○ 訓令

*18 和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)

○ 公告

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第25号

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年和歌山県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「財団法人和歌山県社会経済研究所」を「財団法人和歌山社会

経済研究所」に、「海南商工会議所」を「海南商工会議所 橋本商工会議所」

に改め、同表条例第2条第1項第2号に該当する団体の項中

「独立行政法人緑資源機構」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第442号

和歌山県青少年健全育成条例(昭和53年和歌山県条例第36号)第13条第1項の規定により、有害図書等として、次のものを平成20年3月18日指定した。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

種 別	図 書 等 名	コード 番 号	発行所名
コミック	miniラブ vol.3	20557-4/ 7	日本文芸社
コミック	miniパラ ウーマン劇場 4/5号	11816-4/ 5	竹書房
コミック	恋+(プラス) Love.1	09672-04	宙出版
コミック	恋愛MAX 4月号	17744-4	秋田書店
コミック	絶対恋愛スウィート 4月 号	15557-04	笠倉出版社
コミック	恋愛白書パステル 4月号	19625-04	宙出版
月刊誌	裏モノジャパン 4月号	01805-4	鉄人社
月刊誌	実話ドキュメント 4月号	05267-3	竹書房
月刊誌	漫画実話ナックルズ 4月 号	18421-4	ミリオン出版
雑 誌	.net実話アングラーEX v ol.11	63426-18	晋遊舎
月刊誌	実話マッドマックス 4月 号	15279-04	コアマガジン
月刊誌	月刊クリーム 4月号	03299-4	ワイレア出版
月刊誌	特冊新鮮組DX 4月号	06681-4	竹書房
月刊誌	エキサイター vol.24	04118-04	メディア・クラ イス
月刊誌	決定版! XX 4月号	13319-4	ミリオン出版
月刊誌	月刊エンタメ 4月号	02053-04	徳間書店
雑 誌	ブブカスクランブル vol .2	18012-04	コアマガジン

月刊誌	スコラ 3・4月合併号	15401-4	スコラマガジン
-----	-------------	---------	---------

指定理由
著しく性的感情を刺激し、著しく粗暴性若しくは残忍性を助長し、犯罪を誘発し、又は著しく犯罪性を助長する等、青少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

和歌山県告示第443号
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第32条第1項の指定相談支援事業者を次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定に基づき公示する。
平成20年4月1日
和歌山県知事 仁坂吉伸

事業所番号	事業所の名称	事務所の所在地	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期限
3032410031	相談支援センターこすもす	西牟婁郡白浜町29-27-219	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者	社会福祉法人白浜コスモス福祉会	西牟婁郡白浜町29-27-219	平成20.4.1	平成26.3.31

和歌山県告示第444号
障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関(精神通院医療)を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公示する。
病院又は診療所

示する。
平成20年4月1日
和歌山県知事 仁坂吉伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
向陽病院	和歌山市津秦40番地	久保謙二	平成20.3.1

薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師(薬剤師)の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指定年月日
有限会社わかば薬局	御坊市湯川町財部722-5	积野明久	平成20.3.1
切目屋調剤薬局中屋敷支店	田辺市中屋敷町68-4	脇村明	平成20.3.1

和歌山県告示第445号
次の病院について、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の申出が撤回されたので、同令第2条第2項の規定により告示する。
平成20年4月1日
和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県知事 仁坂吉伸
1 名称 国保直営串本病院
2 所在地 東牟婁郡串本町串本2175番地の1
3 有効期限 平成23年3月22日

- 1 名称 国保古座川病院
- 2 所在地 東牟婁郡串本町古座1035
- 3 失効日 平成20年3月31日

和歌山県告示第447号
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日
和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第446号
救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。
平成20年4月1日

- 和歌山県知事 仁坂吉伸
- 1 名称 医療法人博寿会山本病院
 - 2 所在地 橋本市東家六丁目7番26号
 - 3 有効期限 平成23年3月31日

和歌山県告示第448号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第60条の規定により、次のとおり地方卸売市場の廃止を許可したので、和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第24条第1号の規定により告示する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

Table with 6 columns: 許可番号, 許可年月日, 地方卸売市場の名称, 地方卸売市場の所在地, 開設者の住所, 開設者の氏名. Row 1: 第46号, 平成20年3月31日, 紀州生花地方卸売市場, 和歌山市西浜1660の147, 和歌山市西浜1660の147, 株式会社紀州生花

和歌山県告示第449号

和歌山県卸売市場条例(昭和47年和歌山県条例第9号)第7条第2項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売業務の廃止の届出があったので、同条例第24条第2号の規定により告示する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

Table with 5 columns: 地方卸売市場の名称, 地方卸売市場の所在地, 卸売業者の住所, 卸売業者の氏名, 廃止年月日. Row 1: 紀州生花地方卸売市場, 和歌山市西浜1660の147, 和歌山市西浜1660の147, 株式会社紀州生花, 平成20年3月31日

和歌山県告示第450号

みなべ町営土地改良事業(農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業小倉谷地区)の変更協議については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、当該協議を適当と決定したので、同法第96条の3第5項及び同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、この旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成20年4月2日から平成20年4月30日まで

3 縦覧場所

みなべ町役場

和歌山県告示第451号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の

規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

Table with 6 columns: 指定番号, 指定位置, 申請者所住氏, 指定年月日, 道幅員(メートル), 道延長(メートル). Row 1: 2979, 海南省名高字井田前119番1の一部、120番4, 海南省日方813番地西原禎宏, 平成20.3.21, 4.10, 65.75

和歌山県告示第452号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、串本漁港施設、有田漁港施設及び下田原漁港施設に係る使用料の徴収事務を平成20年4月1日から和歌山東漁業協同組合に委託したので告示する。

昭和60年和歌山県告示第207号(漁港施設に係る使用料徴収事務の委託)、平成4年和歌山県告示第281号(漁港施設に係る使用料徴収事務の委託)及び平成4年和歌山県告示第282号(漁港施設に係る使用料徴収事務の委託)は、廃止する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

訓令

和歌山県訓令第18号

庁中一般
各地方機関

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県工事検査規程の一部を改正する訓令

和歌山県工事検査規程(平成14年和歌山県訓令第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中クをケとし、キの次に次のように加える。

ク 工業用水施設等に関する工事

第3条中「工事検査等」を「工事検査」に改め、同条の表材料検査の項を削り、同表中間検査の項及び完成検査の項中「又は補助工事」を削る。

第4条中「工事検査等」を「工事検査」に改める。

第5条第3項中「補助工事に関する」を削る。

第7条第1項中「第8条に規定する検査職員」を「工事検査を行った職員」に改め、「これを知事に報告し、知事は」を削り、同条第2項中「補助工事に関する完成検査」を「現地調査」に、「修補又は改造を要する箇所がある」を「補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合し

ないと認める」に、「該当箇所の修補又は改造を当該補助工市の市町村長等に助言又は勧告を行うものとする」を「これに適合させるための措置をとるべきことを当該補助工事を施行した市町村等に対して命ずることができる」に改め、同条第3項中「及び第2項」を削り、同条に次の1項を加える。

4 第2項の規定による適合させるための措置が完了したときは、検査職員は再度現地調査を行うものとする。

第8条第1項中「県工事等」を「県工事」に、「技術調査課長、公共建築課企画保全室長」を「技術調査課検査指導室長」に改め、同条第2項中「補助工事に係る」を削り、同条第3項に次のただし書を加える。

ただし、当該補助工事等を所管する課室長が必要と認めるときは、直接現地調査を行い、又は県土整備部が所管する補助工事について技術調査課検査指導室長に現地調査を依頼することができる。

第8条第4項を削り、同条第5項中「出来高検査」を「県工事の出来高検査」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とし、同条第7項を同条第6項とする。

第9条第2項中「第8条第2項」を「前条第2項及び第3項」に改める。

第10条第1項中「検査職員」を「職員」に、「検査終了後直ちに」を「、契約条件どおり完成したことを認めるときは、直ちに」に改め、同条第2項中「検査職員」を「職員」に、「調査終了後直ちに」を「、補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合したことを認めるときは、直ちに」に改める。

第11条第1項及び第2項中「検査職員」を「職員」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第8条関係)

工事区分	検査工事	検査職員	備考
土木工事	契約金額が250万円以上の県工事	技術調査課検査指導室長(西牟婁振興局及び東牟婁振興局管内で施行される工事にあつては、技術調査課検査指導室分室長。以下同じ。)	
	各振興局管内において施行される契約金額が250万円未満の県工事(和歌山下津港湾事務所又は南紀白浜空港管理事務所が施行するものを除く。)及び補助工事	当該振興局建設部長	
	和歌山下津港湾事務所が施行する契約金額が250万円未満の県工事	和歌山下津港湾事務所長	
	南紀白浜空港管理事務所が施行する契約金額が250万円未満の県工事	南紀白浜空港管理事務所長	
建築工事	契約金額が250万円以上の県工事及び契約金額が2,000万円以上の補助工事	技術調査課検査指導室長	
	各振興局管内において施行される契約金額が250万円未満の県工事(住宅環境課が施行する工事を除く。)及び契約金額が2,000万円未満の補助工事(海草振興局管内で施行される工事を除く。)	当該振興局建設部長	
	住宅環境課が施行する契約金額が250万円未満の県工事又は海草振興局管内で施行される契約金額が2,000万円未満の補助工事	住宅環境課長	
管繕工事	公共建築課、管財課及び西牟婁振興局建設部が施行する契約金額が250万円以上の工事	技術調査課検査指導室長	
	公共建築課が施行する契約金額が250万円未満の工事	公共建築課長	
	管財課が施行する契約金額が250万円未満の工事	管財課長	
	西牟婁振興局建設部が施行する契約金額が250万円未満の工事	西牟婁振興局建設部長	
設備工事	契約金額が250万円以上の工事	技術調査課検査指導室長	
	各振興局管内(海草振興局管内を除く。)において施行される契約金額が250万円未満の工事	当該振興局建設部長	
	海草振興局管内で施行される契約金額が250万円未	住宅環境課長	

	満の工事		
農業・森林・水産土木工事	建築工事又は設備工事を除くすべての工事	農林水産総務課長	
漁港工事	契約金額が250万円以上の県工事	技術調査課検査指導室長	
	各振興局管内において施行される契約金額が250万円未満の県工事(和歌山下津港湾事務所が施行する工事を除く。)及び補助工事(海草振興局管内で施行される工事を除く。)	当該振興局建設部長	
	和歌山下津港湾事務所が施行する契約金額が250万円未満の県工事及び海草振興局管内で施行される補助工事	和歌山下津港湾事務所長	
自然公園施設整備等の工事	自然公園等施設又は自然保護に係る契約金額が250万円以上の工事	技術調査課検査指導室長	
	自然公園等施設又は自然保護に係る契約金額が250万円未満の工事	環境生活総務課長	
工業用水施設等に関する工事	公営企業課が施行する契約金額250万円以上の工事	技術調査課検査指導室長	
	公営企業課が施行する契約金額250万円未満の工事	公営企業課長	
上記に掲げるもの以外の工事		技術調査課検査指導室長又は農林水産総務課長	

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

公 告

公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年4月1日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ尾路3758番, 3759番, 3760番1, 3761番, 3762番1, 3765番, 3766番, 3767番, 3768番3の一部、水路、里道
許可を受けた者の住所及び氏名	和歌山市中島185番地3 株式会社オークワ 代表取締役 大桑啓嗣